

県指定天然記念物「家康手植のミカン」活用事業者募集要領
歴史的に価値がある「家康手植のミカン」を活用して商品化してみませんか？

1 概要

「家康手植のミカン」は、静岡地方のミカンの起源を知る上で貴重であるとして、昭和 25 年 3 月 14 日、静岡県の天然記念物として指定されました。このミカンは徳川家康公が手植えしたと伝えられており、現在、駿府城公園内で市が管理をしています。

この歴史的価値があるミカンを、静岡市が取り組む「歴史文化のまちづくり」の貴重な資源として商品化に向けた活用案を募集し、選定した 2 者程度に、令和 3 年 12 月に収穫予定のミカンを活用して商品化していただきます。（収穫量により選定者数は変動する場合がございます。）

事業者によるミカンを活用した商品の販売を通じて、民間の発信力を活用して、静岡市の歴史文化の奥深さや魅力、「家康手植のミカン」の文化財としての価値を広めていくことを目指します。

ミカンについては、『県指定天然記念物「家康手植のミカン」について』を確認してください。

2 事業者の収入

(1) 販売収入

県指定天然記念物「家康手植のミカン」の商品化による販売収入は事業者が収入します。

(2) 静岡市からの委託料等

静岡市は、商品化に対する委託料等の支払いを行いません。（事業者の独立採算事業として実施していただきます。）

3 ミカンの引渡方法

(1) 受払価格

直近（11 月）の静岡卸売市場市況価格の高値平均を基礎とし、文化財価値として 20%を加算し、100 円未満を切り捨てした価格とします。

*プロポーザル選定業者と令和 3 年 11 月の市況の推移をみて決定します。

(参考実績) 令和 2 年度の実績は 10kg あたり 5,800 円

令和 2 年度の 10 kg あたりの受払価格算出方法

静岡卸売市場市況価格の高値平均 4,860 円/10 kg × 1.2 倍 = 5,832 円

5,832 円の 100 円未満を切り捨てし、10kg あたり 5,800 円で決定し、

90kg を 52,200 円（税抜）で売り払いました。

令和 3 年 12 月の予想収穫量は約 100~150 kg、2,000~3,000 個です。

(2) 支払方法・引渡方法

引き渡しできるミカンは、応募枠（A）では100kg（約2,000個）以内の希望の量、応募枠（B）では20kg（約400個）以内の希望の量とします。（ただし、収穫時のミカンの状態により増減する可能性があります。）また、応募枠（A）・応募枠（B）両方に応募した場合は、応募を無効とします。

協定書を締結し、売払代金を一括納付していただいた後、12月上旬、文化財課または駿府城公園にてミカンの引き渡しを予定しています。

4 企画提案に参加するにあたり必要な資格

この企画提案に参加するためには、次の要件をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 静岡市入札参加資格停止等要綱（平成24年4月1日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続きを行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第6条第2項に掲げる暴力団等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届をしていないが事実上婚姻関係と同様の事業にある者を含む。事項において同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 直近の一年において、法人税、消費税及び地方消費税、市税（静岡市に納付義務があるもの）を滞納していないこと。
- (6) 静岡市内に本社、支社、または営業所があること。
- (7) 農作物を活用した商品化の実績があること。
- (8) 提案したミカンの活用事業を確実に実施できるものであること。

5 選定スケジュール

内容	期間	
1. 質問受付	令和3年11月16日（火） 17時まで	質問書[様式5]に記載の上、電子メールで提出してください。電話・ファックスでの質疑応答は行いませんのでご注意ください。
2. 質問に対する回答	令和3年11月19日（金） 17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。 [重要]企画提案書を提出する前に、必ず質問に対す

		る回答を確認してください。
3. 企画提案書（プロポーザル参加申請書等提出書類一式を含む。）提出	令和3年11月24日（水） 17時まで ※土日及び祝祭日を除く 9時～12時及び13時～17時	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市文化財課 （静岡市役所静岡庁舎新館16階）
4. 書類選考	令和3年11月25日（木）	書類選考により2者程度を選定します。
5. 選定結果通知	令和3年11月29日（月）	全ての参加者に通知します。

※選定結果等についての問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

※選定結果の通知後、速やかに選定された業者と引き渡しに向けて手続きを開始します。

6 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書[様式1]（1部）
- (2) 会社概要書[様式2]（1部）
- (3) 実績報告書[様式3]（1部）
- (4) 暴力団に該当しないことの誓約書兼同意書[様式4]（1部）
- (5) 商業登記簿謄本（1部）※コピー可
- (6) 納税証明書（1部）※コピー可
 - ※国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納税額がない証明用
 - ※市税：静岡市の納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書
- (7) 企画提案書（紙媒体5部、電子媒体1部）

7 企画提案書について

企画提案書を作成するにあたり、次の事項に留意して作成してください。

- (1) 記載項目
 - ア 企画概要（静岡市の歴史文化をPRする提案を含む。）
 - イ 商品イメージ（商品名、商品概要、販売価格、ミカンの使用量など）
 - ウ 販売方法
 - エ 実施体制
 - オ スケジュール
 - カ 農作物を活用した商品化の実績（様式3で示した実績のうち、1件以上を記載すること）
 - キ 天然記念物である家康手植のミカンを活用することへの思い
 - ク その他（上記以外のもの）

8 選考について

- (1) 実施方法等

ア 企画提案等の書類について評価し、2者程度を選定します。

イ 企画提案審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得たものを本事業の選定業者とします。

(2) 評価者

本市が設置する選定委員会における審査員が評価者となります。

(3) 選考結果の通知

すべての参加者に選考結果を通知します。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (4) その他この書面に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却いたしません。
- (2) 提出している書類作成にかかる費用は、貴社の負担とします。
- (3) 商品完成時には、必ず事務局までご報告ください。

11 事務局（問い合わせ先）

〒420-8602 静岡市葵区追手町5-1（静岡市役所静岡庁舎新館16階）

静岡市 観光交流文化局 文化財課 文化財保護係

担当者：大森、熊谷

電話：054-221-1066

メール：bunkazai@city.shizuoka.lg.jp